

令和7年12月14日（日）  
市役所2階205会議室

## 下水道使用料改定説明会質疑応答記録

Q1. 議会の手帖に、「十分な審議がされたとは到底思えず都市計画税の受益者負担の適正化、不明水の責任、使用料対象経費の精査など十分議論がされていない。」と記載があるが、これらの点について詳しく聞きたい。

A1. 下水道事業においては、中・長期的な事業経営の指針である「下水道事業経営戦略」を策定しており、R6年度にこれを改定しました。改定に当たっては、市民代表や有識者等を委員として構成された経営戦略改定審議会から、使用料改定が必要との答申を受けており、審議会にて審議がなされたと考えています。

犬山市の不明水率は約40%と高いことは課題の一つです。不明水の処理費用のうち、下水道である以上どうしても入ってしまう量（愛知県内においては15%）については使用負担、それを越える約25%分については税金で負担しており、すべてが使用者負担となっているわけではありません。説明の中の使用料対象経費年間7.5億円の中には、15%分の不明水の処理費用のみが含まれています。

また、今後10年間で不明水率を現状の約40%から20%まで削減することを目標としており、下水道の新規整備が概ね完了する令和10年度以降は老朽化対策として更新工事に重点をおいていきます。

Q2.改定後の料金は、近隣自治体と比較してどうか。

A2.近隣自治体においても、使用料改定は進められており、既に改定をおこなった市町や、今後おこなっていく市町がほとんどです。

令和7年6月時点において調査したところ、1ヶ月20m<sup>3</sup>使用する世帯の場合の使用料においては、犬山市は近隣市町と比較して突出して高い料金体系とはなっていませんでした。

Q3.下水道使用料経費を100%使用者負担するのではなく、例えば使用者負担70%、税金で30%といったことはできないのか。100%にしなければいけない理由は。

A 3.地方公営企業法第17条の2第2項に、「その経費は、地方公共団体の一般会計又は他の特別会計において負担するものを除き、当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てなければならない。」という法令があり、それに則り事業経営をおこなっています。これにより、対象経費については、すべて使用料で賄うこととしています。

Q 4.事業者の経営努力として、犬山市だけではやれることは限られるので、処理場を所管する愛知県も巻き込むべきではないか。例えば、工場などの排出基準を緩和して多量に排出する企業などを接続できるようにして使用料収入を増やすなどといったことも考えていかないと下水道事業の経営は成り立たないのではないか。

A 4.犬山市としても、処理場を所管する愛知県に対し、処理場で係る経費について削減していくよう申し入れをおこなっています。

また、愛知県でも今後の下水道事業経営について、現在議論が進められているということを聞いており、犬山市としても今後の愛知県の動きについても情報を注視していきたいと考えています。

Q 5.令和8年、令和11年に値上げとあるが、令和11年の値上げももう決まっているのか。

A 5.令和7年9月議会において、令和8年度・令和11年度の使用料改定について議決されました。そのため、令和11年についても決定しているものです。